

## 「食品表示連絡会議の設置について」（案）

平成 20 年 2 月 15 日制定  
平成 21 年 9 月 30 日改定  
平成 26 年 6 月 27 日改定  
平成 27 年 10 月 27 日改定  
平成 28 年 8 月 31 日改定  
平成 29 年 9 月 12 日改定  
関係省庁申合せ

- 1 不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する、食品表示に関連する法律に基づく処分等必要な対応が、迅速かつ円滑に実施されるよう、食品表示連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成は、別紙 1 のとおりとする。ただし、連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議においては、以下の事項について協議することとする。
  - (1) 不適正な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県等と国の出先機関との間で設置する「食品表示監視協議会」の効果的な運営
  - (2) 食品表示に関する国民からの情報提供、意見等に対する関係省庁間の連絡体制の整備
  - (3) その他食品表示の適正化を推進するために必要な事項
- 4 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に幹事会を設置することとし、その構成員は、関係行政機関の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。
- 5 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 連絡会議の庶務は、別紙 2 の関係課の職員が共同して処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。

(別紙1)

食品表示連絡会議構成員

構成員

消費者庁次長

警察庁生活安全局長

国税庁長官官房審議官

農林水産省消費・安全局長

オブザーバー

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

(別紙2)

食品表示連絡会議関係課 (室)

消費者庁表示対策課 (食品表示対策室)

消費者庁食品表示企画課

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

国税庁課税部酒税課

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 (食品表示・規格  
監視室)

○食品表示連絡会議構成員（別紙1関係）

新		旧	
構成員	消費者庁次長 警察庁生活安全局長 国税庁長官官房審議官 農林水産省消費・安全局長	構成員	消費者庁次長 警察庁生活安全局長 国税庁長官官房審議官 農林水産省消費・安全局長
オブザーバー	厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課長	オブザーバー	厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課長

○食品表示連絡会議関係課（室）（別紙2関係）

新	旧
消費者庁表示対策課（食品表示対策室） 消費者庁食品表示企画課 警察庁生活安全局生活経済対策管理官 国税庁課税部酒税課 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（食品表示・規格監視室）	消費者庁表示対策課（食品表示対策室） 消費者庁食品表示企画課 警察庁生活安全局生活経済対策管理官 国税庁課税部酒税課 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（食品表示・規格監視室）

○食品表示連絡会議幹事

新	旧
消費者庁表示対策課食品表示対策室長 警察庁生活安全局生活経済対策管理官 国税庁課税部酒税課長 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課食品表示・規格監視室長	消費者庁表示対策課食品表示対策室長 警察庁生活安全局生活経済対策管理官 国税庁課税部酒税課長 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課食品表示・規格監視室長